

山梨県公報

第四百五十九号

令和六年

三月二十八日

木曜日

目次

告示

- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数……………一〇九
- 地域保健医療計画の変更……………一〇九
- 林業種苗生産事業者の登録……………一一一
- 道路の区域変更(六件)……………一一一
- 道路の供用開始(五件)……………一一三
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……………一一四

公告

- 証券の紛失……………一一五
 - 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(五件)……………一一五
 - 一般競争入札について(二件)……………一一八
 - 国土調査の成果の認証(三件)……………一二一
 - 基本測量の実施……………一二二
 - 公共測量の終了……………一二二
 - 都市計画の変更図書の縦覧……………一二二
 - 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………一二二
- 選挙管理委員会**
- 政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程……………一二三
 - 政治団体の名称等の届出……………一二三
- その他**
- 山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程……………一二六
 - 専決処分事項を指定する件中改正の件……………一二八

告示

山梨県告示第七十九号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。)第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定による知事が定める数を次のとおり定め、令和六年四月一日から適用する。なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数(令和五年山梨県告示第三十七号)は、令和六年三月三十一日限り、廃止する。

令和六年三月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 政令第九条第三項の規定により医療費指数反映係数として知事が定める数 ○・六
- 二 政令第九条第五項の規定により一般納付金所得係数として知事が定める数 一・〇三三・八四九・九四一・四三七・八
- 三 政令第九条第八項の規定により一般納付金基礎額調整係数として知事が定める数 一・〇二八三〇・四〇七・一七八
- 四 政令第九条第九項の規定により一般納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七
- 五 政令第十条第三項の規定により後期高齢者支援金等納付金所得係数として知事が定める数 一・〇三二・八九二・一〇四七・〇三二
- 六 政令第十条第六項の規定により後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数として知事が定める数 ○・九九九九九九九九七六四・一九
- 七 政令第十条第七項の規定により後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七
- 八 政令第十一条第三項の規定により介護納付金納付金所得係数として知事が定める数 一・〇五九五八・九八六・七六四・二四
- 九 政令第十一条第六項の規定により介護納付金納付金基礎額調整係数として知事が定める数 ○・九九九九九九九九四一・四五三
- 十 政令第十一条第七項の規定により介護納付金納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七

山梨県告示第八十号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の六の規定により山梨県地域保健医療計画を次のとおり変更したので、同法第三十条の四第十八項の規定により告示する。この計画は、山梨県福祉保健部医務課、各保健所及び各地域県民センターにおいて一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、令和三年に医療法が改正され、都道府県が医療計画において定めるものとされている事項として新興感染症発生・まん延時における医療が追加された。これを受けて五疾病・六事業及び在宅医療に係る医療提供施設相互の機能分担及び業務連携の確保を目指すため、本県の実情に即して現行計画の見直しを行い、新たな「山梨県地域保健医療計画」を策定した。

2 基本理念 県民全てが、生涯にわたって健やかで安心して暮らしていくことができる社会を目指し、自主的な健康づくりへの支援、地域保健医療の総合的な体制整備に取り組み。

3 計画の位置づけ この計画は、医療法に定める医療計画であり、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図ることを目的としている。介護保険事業支援計画（健康長寿やまなしプラン）、健康増進計画（健やか山梨21）、がん対策推進計画及び医療費適正化計画等との調和を図った計画である。

4 計画の期間と中間見直し 令和六年度を初年度とし、令和十一年度を目標年度とする六箇年計画である。在宅医療、医師の確保及び外来医療に関する事項については、三年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合には、本計画を変更する。

二 計画の概要

1 医療圏

- (1) 一次医療圏 原則として市町村を単位とする区域とする。
 (2) 二次医療圏 次のとおりとする。

医療圏名	構成市町村
中北医療圏	甲府市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 中央市 昭和町
峡東医療圏	山梨市 笛吹市 甲州市
峡南医療圏	市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町
富士・東部医療圏	富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村

(3) 三次医療圏 山梨県全域とする。

2 基準病床数

医療圏名	二次医療圏				合計	基準病床数	既存病床数
	中北医療圏	峡東医療圏	峡南医療圏	富士・東部医療圏			
山梨県全域	四、四一六	一、五〇四	二五〇	八一九	六、九八九	一、一四二	八、二七〇
結核病床					一六		二二
感染症病床					二〇		二八
精神病床					一、七一四		二、二〇九
療養病床 一般病床					六、九八九		八、二七〇

備考 既存病床数については、令和五年十二月二十七日現在

3 人材の確保と資質の向上 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等の医療従事者の確保に引き続き努める。

4 地域医療提供体制の整備
 (1) 県民に対する医療情報の提供を推進する等、住民及び患者の立場に立った医療提供体制を整備する。

(2) 地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられる体制を構築するため、医療機関の自主的な取組と医療機関相互の協議により病床の機能分化・連携が推進されるよう、必要な支援を行う。

5 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制

(1) がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の予防対策を推進するとともに、これらの疾病に係る医療連携体制を整備する。

(2) 救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へ

き地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の充実を図る。
 (3) 住み慣れた生活の場において医療が受けられるよう、在宅医療について地域の
 実情にあった体制を整備する。
 6 保健・医療・福祉の総合的な取組 健康づくり、高齢者保健福祉、障害者保健福
 祉等の充実を図る。
 7 計画の推進方策と進行管理 計画の内容を、県民をはじめ市町村、保健・医療・
 福祉関係者に周知するとともに、関係機関等との連携を強化し計画を推進する。ま
 た、山梨県医療審議会等において、毎年度、本計画に盛り込まれた目標の達成状況
 について分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を見直す。

山梨県告示第八十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり
 生産事業者を登録した。

令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所	
	氏名又は名 称	住所		名称	所在地
山梨 四五二	望月信広	南巨摩郡南 部町福士九 六五二番地 三	幼苗以外の苗木 の育成		南巨摩郡南 部町福士御堂上
山梨 四五二	雨宮義仁	北杜市高根 町箕輪一七 二一番地	幼苗の育成及び 幼苗以外の苗木 の育成	雨宮園芸	北杜市高根町 箕輪、北杜市 高根町東井出
山梨 四五三	合同会社花 結び	中央市臼井 阿原一五七 七番地六〇	幼苗の育成及び 幼苗以外の苗木 の育成	農場	南アルプス市 曲輪田

山梨 四五四	千葉祐彦	北杜市小淵 沢町上笹尾 三二一六番 地一	同右	同右	同右
山梨 四五五	株式会社口 イヤルグリ ーン八ヶ岳	北杜市小淵 沢町上笹尾 三二一六番 地一	同右	同右	同右

山梨県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道
 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建
 設事務所において、この告示の日から令和六年四月十八日まで一般の縦覧に供する。
 令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

区間	旧新 の別 (メートル)		延長 (メートル)
	旧	新	
甲府市桜井町字清水九二二番二地先から 甲府市桜井町字上十石六九四番一地先まで	二九・五 五九・九	六一・一 二三五・〇	二二四・九

山梨県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道
 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務
 所峡北支所において、この告示の日から令和六年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十八日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 島上条宮久保絵見堂線
- 三 道路の区域

山梨県知事 長 崎 幸太郎

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	四・四	三〇・二	一二八九・五
新	八・九	三六・八	一七二三・五
旧	八・九	三六・八	一七二三・五
新	八・九	三六・八	一七二三・五

四 区域変更の期日 令和六年四月一日

山梨県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和六年四月十八日まで一般の縦覧に供する。
令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	八・一	一一・二	五一・九
新	八・一	一一・二	五一・九

南巨摩郡早川町保字東原一三四七番一地先から
南巨摩郡早川町保字東原一三二一番一地先まで

旧	新	延長 (メートル)
八・三	八・三	一三三二・五
九・〇	一八・四	一三三二・五

山梨県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和六年四月十八日まで一般の縦覧に供する。
令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区間	旧	新	延長 (メートル)
南巨摩郡早川町保字東原一三〇一番一地先から	八・一	八・一	五一・九
南巨摩郡早川町保字道ノ前一二九七番一地先まで	九・八	一一・二	五一・九

山梨県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和六年四月十八日まで一般の縦覧に供する。
令和六年三月二十八日

令和六年三月二十八日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田西桂線
- 三 道路の区域

山梨県知事 長 崎 幸太郎

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
富士吉田市小明見字笹子八三二番九地先から 富士吉田市上暮地字五名米倉一〇六番五地 先まで	旧	五・〇 四五・一	四七一・一
富士吉田市小明見字笹子八三二番九地先から 富士吉田市上暮地字五名米倉一〇六番一 地先まで	旧	一一・三 七五・八	五四七・九
	新	一一・三 七一・七	五四七・九

四 区域変更の期日 令和六年四月一日

山梨県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和六年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高畑谷村停車場線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧		
	新		

都留市大幡字岩崎一六八六番一地先から 都留市金井字上段四二番二地先まで	旧	六・二 一一・五	二五九四・六
都留市大幡字岩崎一六八六番一地先から 都留市金井字上段四二番二地先まで	旧	一一・八 四七・六	二五五六・八
	新	一一・八 四七・六	二五五六・八

四 区域変更の期日 令和六年四月一日

山梨県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（所峽北支所において、この告示の日から令和六年四月十八日まで一般の縦覧に供する。令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
県道	北原下条南割線	斐崎市大草町上條東割字堤久保 一〇四八番一地先から 斐崎市龍岡町下條東割字門開一 〇六九番一地先まで	二九一・四	令和六年三月二十八日

山梨県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（所峽北支所において、この告示の日から令和六年四月十八日まで一般の縦覧に供する。令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	葎崎昇仙峡線	葎崎市穂坂町宮久保字三百水七八三番九地先から 葎崎市穂坂町宮久保字女夫石五一〇三番三地先まで	四二八・二	令和六年三月二十八日

山梨県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和六年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐早川線	南アルプス市芦安神通字ジャレ一〇一第一地先から 南アルプス市芦安芦倉字家前四〇一第一地先まで	三四七・〇	令和六年三月二十八日

山梨県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和六年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	甲斐市富竹新田字伊勢河原一五〇五番一第一地先から 甲斐市富竹新田字大明神河原一五三〇番五地先まで	一一四・四	令和六年三月二十八日

山梨県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和六年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上野原丹波山線	上野原市西原字宮原五四六五番一第一地先から 上野原市西原字宮原五五一九番一第一地先まで	二八〇・八	令和六年三月二十八日

山梨県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 施行者の名称 山梨市

- 二 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画下水道事業山梨市公共下水道
三 事業施行期間 昭和五十四年六月十一日から令和十一年三月三十一日まで
四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年山梨県告示第七十七号、昭和五十八年山梨県告示第四百十九号、昭和六十三年山梨県告示第八十九号、平成三年山梨県告示第五百三十五号、平成五年山梨県告示第三百四十六号、平成七年山梨県告示第二百六十二号、平成八年山梨県告示第四百八十七号、平成十二年山梨県告示第二百三十一号、平成十三年山梨県告示第五百五十六号、平成十九年山梨県告示第四百十号、平成十九年山梨県告示第二百九十六号、平成二十六年山梨県告示第二百五号及び平成三十年山梨県告示第九十一号の事業地のうち、山梨市大字大野字三十六、字高畑及び字天神前、大字下石森字雲林及び字中河原の各一部を削除し、山梨市大字小原西字西川、字南反保、字東二本木、字西二本木、字寺ノ下、字天神前及び字八王子、大字小原東字薬師前、字西川、字南反保、字西二本木、字東二本木、字寺ノ下及び字天神前、大字鴨井寺字吉原道上、大字三ヶ所字天神、字梨木及び字添川、大字七日市場字東原、字明神及び字赤髭、大字下井尻字宮ノ西、字宮東、字十王堂、字中沢西、字沓抜、字御屋敷、字天神原及び字狐塚、大字東後屋敷字比久屋原、大字上栗原字中道、字宮ノ上及び字榎町、大字上石森字上手原、大字上神内川字東原、字金山及び字原林において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

山梨県告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 甲州市
二 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画下水道事業甲州市公共下水道
三 事業施行期間 昭和五十四年六月十一日から令和十二年三月三十一日まで
四 事業地

1 収用の部分 昭和五十四年山梨県告示第二百六号、昭和五十九年山梨県告示第三十五号、昭和六十三年山梨県告示第九十号、平成元年山梨県告示第四十五号、平成三年山梨県告示第五百四十九号、平成四年山梨県告示第三百三十二号、平成七年山梨

県告示第二百六十三号、平成八年山梨県告示第四百二十七号、平成九年山梨県告示第四百四号、平成十一年山梨県告示第四百二十六号、平成十四年山梨県告示第四十四号、平成十五年山梨県告示第二百四十二号、平成十九年山梨県告示第三百三十七号及び平成二十六年山梨県告示第二百六十六号及び令和二年山梨県告示第七十三号の事業地のうち、甲州市大字塩山山塩後字千手院前、大字塩山赤尾字坂下、字川除下及び字東流、大字塩山下塩後字打手及び字住連木前、大字塩山西広門田字株地並びに大字勝沼町勝沼字上天神において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

公 告

● 証票の紛失

次の証票は、紛失したので無効とする。

令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

証票の種類	交付年月日	交付番号	所属	紛失年月日
徴税吏員証	令和四年四月一日	第六一八八四号	山梨県総合県税事務	令和五年十二月二十八日

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 デイスクアントドラッグコスモス中小河原店 山梨県甲府市中小河原一丁目千五百七十五番三外
2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階	変更後	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
-----	--	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階	変更後	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
-----	--	-----	--

- 3 変更の年月日 令和五年九月一日
- 三 届出年月日 令和六年三月十一日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年七月二十九日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年三月二十八日
山梨県知事 長 崎 幸太郎
一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 デイスクアントドラッグコスモス篠原店 山梨県甲斐市篠原字戸田道下八百三十四番一外
- 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階	変更後	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
-----	--	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階	変更後	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
-----	--	-----	--

- 3 変更の年月日 令和五年九月一日
- 三 届出年月日 令和六年三月十一日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年七月二十九日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 デイスクアントドラッグコスモス甲府向町店 山梨県甲府市向町字大竹三百四十七番一外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階	変更後	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
-----	--	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階	変更後	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 令和五年九月一日

届出年月日 令和六年三月十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和六年七月二十九日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 デイスクアントドラッグコスモス甲斐龍地店 山梨県甲斐市龍地字竜ヶ池六千七百五番外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階	変更後	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
-----	--	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階	変更後	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 令和五年九月一日

届出年月日 令和六年三月十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和六年七月二十九日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 デイスカウントドラッグコスモス甲府アルプス通り店 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居字宮ノ上一番四外

2 変更した事項
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階	変更後	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
-----	--	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階	変更後	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 令和五年九月一日
三 届出年月日 令和六年三月十一日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和六年七月二十九日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
令和六年三月二十八日

山梨県産業技術センター

所 長 丹 沢 竜

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 微細加工用ワイヤー放電加工機

(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和七年三月十四日

4 納入場所 山梨県産業技術センター所長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県産業労働部産業技術センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。
(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）に係る登録を受けている者であること。

4 その他入札説明書に定める要件を満たすこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査
1 申請の時期 この公告の日から令和六年四月五日（金）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）
五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和六年四月十一日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

郵便番号四〇三―〇〇〇四山梨県富士吉田市下吉田六丁目十六番二号山梨県産業技術センター富士技術支援センター（電話〇五五五―二二二―一〇〇〇）
2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から令和六年四月十一日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五―に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和六年四月五日（金）午後五時

までに五―に掲げる場所に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和六年五月十六日（木）午後二時三十分
(二) 場所 山梨県富士吉田市下吉田六丁目十六番二号山梨県産業技術センター富士技術支援センター

5 郵便等による入札書の提出先及び期限 別途指示する方法により、五―に掲げる場所へ令和六年五月十五日（水）午後五時までに到着するよう提出すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第八八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語
(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約締結日 入札の日から七日以内

5 違約金の有無 有

6 前払金の有無 無

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県産業技術センター富士技術支援センター（電話〇五五五―二二―二二〇〇）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: WEDM (Wire Electric Discharge Machining) for Micro Fabrication 1 set
- 2 Date and time for tender: 2:30PM May 16, 2024
- 3 Bureau in charge: Yamanashi Industrial Technology Center, Fuji Industrial Technology Support Center 6-16-2 Shimoyoshida Fujiyoshida Yamanashi 403-0004 Japan TEL 0555-22-2100

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年三月二十八日

山梨県産業技術センター

所 長 丹 沢 竜

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 X線CT検査装置

(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和七年三月十四日

4 納入場所 山梨県産業技術センター所長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県産業労働部産業技術センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指

名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）に係る登録を受けている者であること。

4 その他入札説明書に定める要件を満たすこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和六年四月五日（金）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇―八五〇―一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和六年四月十一日（木）までの日

(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

郵便番号四〇三〇〇〇四山梨県富士吉田市下吉田六丁目十六番二号山梨県産業技術センター富士技術支援センター(電話〇五五五二二二一〇〇)

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から令和六年四月十一日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和六年四月五日(金)午後五時までに五に掲げる場所に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和六年五月十六日(木)午後一時三十分

(二) 場所 山梨県富士吉田市下吉田六丁目十六番二号山梨県産業技術センター富士技術支援センター

5 郵便等による入札書の提出先及び期限 別途指示する方法により、五に掲げる場所へ令和六年五月十五日(水)午後五時までに到着するように提出すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約の締結

(一) 落札の日から七日以内に締結する。ただし、この公告に係る契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第十三号)に定める山梨県議会の議決に付す必要のある契約に該当する場合は、山梨県議会の議決を得るまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(二) (一)ただし書の場合において、当該契約が仮契約である間に落札者が三に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、この契約を解除するものとする。この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。

5 違約金の有無 有

6 前払金の有無 無

7 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 問合せ先 山梨県産業技術センター富士技術支援センター(電話〇五五五二二二一〇〇)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: X-ray Computed Tomography Inspection Equipment 1 set

2 Date and time for tender: 1:30PM May 16, 2024

3 Bureau in charge: Yamanashi Industrial Technology Center, Fuji Industrial Technology Support Center 6-16-2 Shinmoyoshida Fujiyoshida Yamanashi 403-0004 Japan TEL 0555-22-2100

● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年三月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 甲斐市
- 二 調査を行った時期 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 甲斐市吉沢の一部
- 五 認証年月日 令和六年三月二十二日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 早川町
- 二 調査を行った時期 平成二十九年七月三日から令和五年十一月二十日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡早川町雨畑の一部
- 五 認証年月日 令和六年三月二十二日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 身延町
- 二 調査を行った時期 令和二年五月二十六日から令和四年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡身延町大城の一部
- 五 認証年月日 令和六年三月二十二日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。
令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（一級水準測量）
- 二 測量の地域 山梨県甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町
- 三 測量の期間 令和五年十一月一日から令和六年三月十二日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により笛吹市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。
令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 笛吹川都市計画道路
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土整備部都市計画課

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士吉田市笹子丸尾土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。
令和六年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名	住 所
加藤 信	富士吉田市小明見三丁目一番二十七号

加藤 卓見	富士吉田市小明見四丁目六番五十七号
羽田 精雄	富士吉田市向原四丁目二番十一号
梶原 芳幸	富士吉田市小明見三丁目七番一号
羽田 悟七	富士吉田市小明見二丁目九番五十三号
羽田 誠	富士吉田市向原一丁目十三番五号
藤原 栄作	富士吉田市小明見二丁目十二番二十号
舟久保 勝男	富士吉田市向原一丁目九番十八号
舟久保 兵太郎	富士吉田市向原二丁目十六番三十三号
武藤 政男	富士吉田市向原二丁目五番二十六号

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年山梨県選挙管理委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「③スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付」を「③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付」及び「FD1枚につき70円」を「

CD-R1枚につき70円」及び「④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付」を「④スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付」及び「CD-R1枚につき120円」を「DVD-R1枚につき110円」に改める。
第七号様式中「3 スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付」を「3 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付」及び「4 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付」を「4 スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付」及び「FD1枚につき70円」を「CD-R1枚につき70円」及び「CD-R1枚につき120円」を「DVD-R1枚につき110円」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりであった。

令和六年三月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
自由民主党山梨県甲州市第一支部	桐原正仁	岡部信弥	甲州市塩山上於曾一九四一	令和六年一月二十六日	令和六年二月六日
自由民主党山梨県甲府市第六支部	望月大輔	藤原琢也	甲府市朝氣三一九一五	令和六年二月一日	令和六年二月七日
自由民主党山梨県笛吹市第一支部	大久保俊雄	鈴木慎二	笛吹市石和町市部一〇九一〇	令和六年二月一日	令和六年二月七日

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
比嘉奈津美山梨県後援会	篠原昭夫	白井士高	甲府市大手一四一山梨県歯科医師会館内	令和六年一月十一日	令和六年二月二十一日
笛吹には樋口の会	樋口滝人	樋口滝人	笛吹市石和町市部五九八一七	令和六年三月三日	令和六年三月四日
山崎君江と未来を語る会	斉藤多津雄	前田秀夫	北杜市白州町白須四四〇〇	令和六年三月一日	令和六年三月二十二日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	参政党山梨第一支部	小田切孝訓	山本昌彦		令和六年二月四日	令和六年二月六日
旧	自由民主党上野原支部	安達真紀	内田倫弘		令和六年二月十六日	令和六年二月二十一日
新	自由民主党南部町支部		木内秀樹		令和六年二月十六日	令和六年二月二十一日
旧	自由民主党長坂支部	三井一公	藤原建生	北杜市長坂町長坂上条二三四九	令和六年一月一日	令和六年二月二十二日
		伊部袈裟晴	藤森正司	北杜市長坂町富岡二七九九		

山本英俊後援会	三井良広	花形芳男	甲斐市中下条一三〇三一	令和五年十二月二十七日	令和六年二月十九日
齋歯会	今村太郎	佐野 猛	甲府市大手一四一山梨県歯科医師会館内	令和五年十二月三十一日	令和六年二月十一日
安藤久雄後援会	古西泰次郎	渡辺千世	大月市大月町真木四一三五	令和五年十二月三十一日	令和六年二月十六日
志村かずよし後援会	志村勝之	志村善彦	大月市梁川町塩瀬二一七二	令和五年十二月三十一日	令和六年二月十六日
相馬保政後援会	安藤武則	相馬えみ子	大月市七保町葛野九二六	令和五年十二月三十一日	令和六年二月十六日
#いのち、くらし！オール山梨	関本立美	戸田 康	甲府市朝氣三一八一六	令和五年十二月三十一日	令和六年二月十九日
赤池たつや後援会	赤池立弥	中澤 智	甲府市相生一八一―二〇一	令和五年十二月三十一日	令和六年三月十二日
山梨誠心会	皆川 巖	白壁賢一	甲府市丸の内三一六一二	令和六年二月二十九日	令和六年三月十四日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
赤池立弥	市議会議員	赤池たつや後援会	甲府市相生一八一―二〇一	赤池立弥	令和五年十二月三十一日	令和六年三月十二日

その他

山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十八日

山梨県立宝石美術専門学校管理者

山梨県産業労働部長 染 谷 光 一

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程

山梨県立宝石美術専門学校学則（昭和五十六年山梨県立宝石美術専門学校管理者規程

第一号）の一部を次のように改正する。

別表中

卒業制作

二五六

八

を

卒業制作

三八四

一二

に、「実践
実践

実践選択B（

実践選択B

実践選択B

実践選択B

実践選択B

一 一	
一〇四 (一〇〇)	
を	
授業時数及び単位数合計 (必ず修得すべき単位数計)	三、二六四
一〇二 (一〇〇)	に

改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

専決処分事項を指定する件中改正の件

専決処分事項を指定する件（昭和四十四年二月定例会議決）の一部を次のとおり改正する。

本則に次の一号を加える。

六 着手金及び報酬金の合計額が一件百五十万円（消費税及び地方消費税を除く。）以下の事件における訴訟代理委任契約について、着手金に係る歳入歳出予算の補正をし、並びに報酬金及び実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）に係る債務負担行為を定めること。